

災害廃棄物安全評価検討会（第6回） 議事要旨

日時：平成23年8月27日（土）16:55～19:20

場所：東海大学校友会館 富士の間

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長

福島県 生活環境部 小牛田次長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本分析センター 北村精度管理室長

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本環境衛生センター 羽染理事

財団法人日本環境衛生センター 河邊理事

環境省：近藤副大臣、南川事務次官、谷津官房長、清水大臣官房審議官

水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の副大臣挨拶は公開された。

議 題

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法について
ア. 環境省から、8月26日に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処法）の概要について説明があった。
イ. 委員から、法律では除染について地方公共団体が実施する部分があると思うが、放射性物質の取扱いについてはかなり専門的な技術を必要とするため、国が地方公共団体に対して技術移転を行うような組織体制が必要ではないかとの指摘があった。
ウ. 環境省から、福島に地方支所のようなものを設け、自治体を積極的に支援していくとともに、放射性物質に関して知見を有する機関とも連携して実施していく必要があると考えているとの説明があった。
- 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について
(1) 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針（案）
ア. 環境省から、資料3に基づき、これまでの検討会での議論を踏まえてとりまとめた「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針（案）」について説明があった。
イ. 委員から、原子炉等規制法における放射性廃棄物の処理処分を考えると、「2-2

埋立方法」の3)は若干基準が緩くなっているように感じる。このため、3)についてもセメント固化が必要ではないかとの指摘があった。

- ウ. 委員から、「2-2 埋立方法」の3)について、隔離層に直接高アルカリ性の焼却灰を埋め立てることについては懸念があり、輸送の際にフレコンバッグに入れることも多いことから、フレコンバッグに入れた上で埋め立てることが望ましいとすべきではないかとの意見があった。
- エ. 委員から、8,000Bq/kgまで低減するまでの長期間の耐久性を確保した容器とあるが、仮にセシウムだけを考慮し、セシウム134とセシウム137が等量で存在すると仮定した場合、濃度が1桁下がるのに70年以上かかることから、今後はこの耐久性について評価するとともに、濃度に応じた条件を検討する必要があるとの指摘があった。環境省からは、まず基本的な方針を示す必要があるが、技術的な検討は別途必要であり、現場での経験を踏まえ、フィードバックする必要があるとの回答があった。
- オ. 委員から、作業者の安全性の確保について、より丁寧な記載が必要であるとの指摘があった。
- カ. 委員から、隔離層について、焼却灰の埋立てた場所を隔離するという意味も有しており、その観点からも、隔離層の連続性を担保する必要があるのではないかとの指摘があった。別の委員から、隔離層は管理型最終処分場における遮水工と同様の要件であることから、これまで施工の経験もあり、技術的には対応可能であるとの意見があった。
- キ. 委員から、埋立終了後の放射性物質が安全なレベルまで低減するまでの期間について、このレベルは管理が不要となる指標となることから、数値を示す必要があるのではないかとの指摘があった。環境省から、長期的な管理が必要であるとの前提に立ち、モニタリング等が必要であるとの基本的な方針を示したが、具体的な数値については、別途検討が必要であるとの回答があった。
- ク. 委員から、民間業者に長期間の管理を求めることは難しく、県や政令市による指導だけでは不十分であるとの意見があった。また、埋め立てられた廃棄物の情報については、積極的に公開することについても検討すべきとの意見があった。福島県からも、長期的な管理の点で同様の意見があった。加えて、事業者に対する技術的な支援や経済的な支援が必要であるとの意見があった。環境省からは、新しい法律を運用しつつ、制度面の検討を進めていきたいとの回答があった。
- ケ. 8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針(案)については、事務局において再整理をすることとし、もう一度委員の意見を聴くこととされた。

(3) 一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について(案)

- ア. 環境省から、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果を報告するとともに、資料4に基づき、「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について(案)」の説明があった。
- イ. 検討会で、「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」が了承された。

3. その他

- ア. 近藤副大臣から挨拶。

- 資料 1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 第 5 回検討会議事要旨
- 資料 3 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針
(案)
- 資料 4 一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の
処理について (案)

- 参考資料 1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電
所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特
別措置法 (概要、骨子、条文)
- 参考資料 2 災害廃棄物の広域処理の推進について (東日本大震災により生じた災害廃棄
物の広域処理の推進に係るガイドライン)